事務局長 皆様、おはようございます。私は、議会事務局長の山口でございます。

このたびは、山北町議会議員に御当選されました皆様に心からお喜びを申し上げます。

本日は、初議会でございますので、別紙の初議会の会議の順序に従って進 行させていただきます。

最初に、町長から招集の御挨拶をいただきたいと思います。町長、よろし くお願いいたします。

町 長 皆さん、おはようございます。本日は御多忙のところ、令和元年第2回山 北町議会臨時会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。 開会に当たり、一言御挨拶を述べさせていただきます。

> まずは、先月21日に執行されました山北町議会議員選挙によりまして、本 日より新たな構成メンバーによる町議会がスタートすることを、心からお祝 い申し上げます。今後も議員の皆様方にお力添えをいただきながら、山北町 のより一層の発展のため、力を合わせて町政に携わってまいりたいと考えて おりますので、よろしくお願い申し上げます。

> また、県におきましては、先月の県知事選挙におきまして、黒岩知事がコミュニティ再生で「笑いあふれる100歳時代」をスローガンに健康長寿社会の実現などを訴え、3期目の当選を果たされました。黒岩知事は知事に就任して以来、県西地域を未病の戦略的エリアに位置づけ、未病の改善をキーワードに県西地域活性化プロジェクトを推進しておりますが、3期目の政策公約の柱として、引き続き未病改善、ヘルスケア政策の推進を掲げていますので、本町といたしましても県西地域がさらに活性化するよう、今後の黒岩県政に期待しているところでございます。

さて、5月1日に皇太子徳仁親王様が新天皇に即位され、新しい時代、令和がスタートいたしました。平成から令和へと変わる歴史的瞬間に立ち会えたことを、大変うれしく感じるとともに、新たな令和の時代が町民の皆様にとって、平和で希望に満ちた時代になることを心から願っております。

本町におきましても、東京2020オリンピックの自転車ロードレース競技に

関連自治体として参加することや新東名高速道路(仮称)山北スマートイン ターチェンジの供用開始などを控え、新たな時代に大変期待を寄せていると ころであります。新元号令和のもと、元気な山北の実現に向けて邁進してま いりたいと考えております。

また、皇位継承に伴い、ことしのゴールデンウイークは10日間の大型連休 となり、全国各地でさまざまなイベントが開催され、大変なにぎわいを見せ ておりました。

本町におきましても、先月29日には毎年恒例の大野山開きが開催され、小 雨が降る中ではありましたが、議員の皆様にも多数の御参加をいただき、改 めてお礼を申し上げます。

なお、今月19日には西丹沢山開きを開催いたしますので、こちらも議員の 皆様のお越しをお待ちしております。

さて、今月29日には、本町として5回目となりますチャレンジデーに参加することになり、対戦相手は北海道の新得町に決定いたしました。新得町は北海道の中央部に位置し、本町の4.7倍もの広大な面積を有しながら、その約90%が森林地帯で、四季折々の絶景が堪能できる大自然に恵まれたまちです。温泉と一緒に乗馬やスキー、ラフティング、ゴルフなどが楽しめるリゾート地としても知られております。また、新得町は本年で開拓から120周年を迎え、名産品であります新得そばをイメージしたロゴマークを作成し、この記念すべき年を全町民でお祝いされるとのことです。

昨年の新得町の参加率は63.9%で、本町の61%を上回るとともに、これまで、7回金メダルを獲得している強豪ではありますが、本町といたしましても、昨年に引き続き金メダルを目指すとともに、勝利をおさめられるよう精いっぱい頑張りたいと思います。議員の皆様におかれましても、積極的に御参加いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、令和元年第2回山北町議会臨時会で御審議いただきます案件は、人 事案件1件、報告案件1件について提出させていただきましたので、よろし く御審議のほどをお願い申し上げます。

また、全員協議会では、第2次山北町教育大綱について、ほか3件を御説 明させていただく予定でございますので、よろしくお願い申し上げまして、 御挨拶とさせていただきます。

事務局長 御挨拶ありがとうございました。

本臨時会は、議員当選後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、 地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時 に議長の職務を行うことになっております。

本日、出席議員の中で、瀬戸顯弘議員が最年長でございますので、御紹介申し上げます。

瀬戸顯弘議員、臨時議長席へお願いいたします。

臨 時 議 長 皆さん、おはようございます。ただいま御紹介にあずかりました瀬戸でございます。議長選挙が終わるまでの間、地方自治法の規定によりまして、 臨時議長の職務を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

本日は議員当選後の初議会で、本会議に理事者側も出席しており、初対面の方もおられると思いますので、簡単な自己紹介をお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

臨 時 議 長 御異議ないので、ただいまから自己紹介をお願いいたします。

仮議席の順序により、仮議席1番、瀬戸恵津子議員より、自席で結構です ので順次お願いいたします。よろしくお願いします。

(自己紹介)

臨 時 議 長 続いて、本会議に御出席の理事者側の自己紹介をお願いしたいと思います。 町長からよろしくお願いします。

(理事者側自己紹介)

臨 時 議 長 自己紹介が終わりましたので、ただいまから令和元年第2回山北町議会 臨時会を開会いたします。 (午前10時00分)

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。慣例により、ここで休憩をし、議員間の意見交換 の場をもつために全員協議会に切りかえたいと思いますが、御異議ございま せんか。

(「異議なし」の声多数)

臨 時 議 長 御異議ないので、ただいまから401会議室において全員協議会を行います。401会議室に御移動を願います。 (午前10時15分)

臨 時 議 長 議場を閉鎖していただけましたよね。

(午前10時22分)

ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、 立会人に2番山崎政司議員及び12番山田陽子議員を指名いたします。

投票用紙をこれから配ります。念のため申し上げますが、投票は単記無記 名です。お願いいたします。 (投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはございませんか。ありませんか。

配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検いたします。(投票箱点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名をお呼びします ので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票をお願いいたしま す。

配付漏れ、あるいは記入漏れはないですね。

事 務 局 長 では、記入のほうが終わられたようでございますので、議席番号順にお呼 び申し上げます。

1番、瀬戸恵津子議員。2番、山崎政司議員。3番、和田成功議員。4番、 熊澤友子議員。5番、鈴木登志子議員。7番、瀬戸伸二議員。8番、清水明 議員。9番、児玉洋一議員。10番、遠藤和秀議員。11番、堀口恵一議員。12 番、山田陽子議員。13番、石田照子議員。14番、府川輝夫議員。(投票)

臨 時 議 長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わり、開票を行います。

山崎政司議員及び山田陽子議員は、開票の立ち会いをお願いいたします。 前へお願いします。 (開票)

それでは、選挙の結果を御報告いたします。

投票総数14票、このうち有効投票14票。有効投票のうち、府川輝夫議員8票、瀬戸恵津子議員3票、瀬戸顯弘議員2票、石田照子議員1票。

この選挙の法定得票数は4票です。よって、府川輝夫議員が議長に当選い たしました。

ただいま議長に当選された府川輝夫議員が議場におられますので、会議規 則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

府川輝夫議員に議長就任の御挨拶を演壇でお願いいたします。

議 長 改めまして、皆さんこんにちは。ただいま議長に選出されました府川輝 夫でございます。私の思いを少しの時間をいただいて伝えさせていただき たいと思います。

私たち議会は平成27年1月1日、今から4年と数カ月前に山北町議会基本条例をつくりました。その前文、要するに、最初の文章に私の言いたいことが全部詰まっておりますので、改めて、そこを読ませていただきたいと思います。

山北町民から選挙で選ばれた議員により構成される山北町議会は、町民 参加と情報公開による開かれた議会を築き、町民の意思を的確に把握し、 住みよいまちづくりのために、町の進むべき将来的な視点に立ち、町民の 負託に応えなければならない。

議会が町民を代表する議事機関として、地域における民主主義の発展と町民の福祉の向上及び活力あるまちづくりに果たすべき役割は、時代とともにますます大きくなる。

特に、地方分権の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大する中、議会は意思決定機関として、町の具体的政策を最終的に決定する使命があり、この意思決定における政策形成過程の論点及び争点を明確にするとともに、広く町民に公開しなければならない。

これらの目的を達成するために、憲法及び地方自治法を順守するととも

に、町民に信頼される議会に向けて掲げた「議会の見える化」、「議員の 資質向上」、「議会活動と議員活動の活性化」を実現し、議会改革を推し 進める確固たる基本理念として、議会運営の最高機関と位置づけ、この山 北町の議会基本条例を制定いたしました。

この理念にのっとり2年間議長をさせていただきたいと思いますので、 ぜひ、皆さんもこの思いを重く感じていただければと思います。

以上です。

臨 時 議 長 就任の挨拶が終わりましたので、新議長、議長席にお着き願います。

これをもって、臨時議長の職務は全て終了いたしました。御協力のほど、ありがとうございました。

議 長 それでは、本日の追加議事日程はお手元に配付したとおりでございますの で、その日程に従って進めてまいります。

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定 します。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、1番、瀬戸恵津子議員、8番、清水明議員の2名を指 名いたします。

日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本議会の会期は本日1日限りとしたいと思いますのが、 御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。ここで暫時休憩をし、議員間の意見交換の場をも つために全員協議会に切りかえたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、ただいまから401会議室において、全員協議会を行います。401会議室に移動をお願いいたします。 (午前10時43分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午前10時49分)

議場を閉鎖します。

ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、 立会人に、7番、瀬戸伸二議員、10番、遠藤和秀議員を指名いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙をお願いいたします。 (投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはございませんか。

配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検願います。 (投票箱点検)

投票箱を異常なしと認めますが、御異議ありませんか。

ただいまから投票を行います。御記入ください。よろしいですか。

事務局長が議席番号と氏名をお呼びしますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票をお願いいたします。

事務局長

1番、瀬戸恵津子議員。2番、山崎政司議員。3番、和田成功議員。4番、 熊澤友子議員。5番、鈴木登志子議員。6番、瀬戸顯弘議員。7番、瀬戸伸 二議員。8番、清水明議員。9番、児玉洋一議員。10番、遠藤和秀議員。 11番、堀口恵一議員。12番、山田陽子議員。13番、石田照子議員。14番、 府川輝夫議員。(投票)

議 長 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わり、開票を行います。

7番瀬戸伸二議員及び10番遠藤和秀議員は、開票の立ち会いをお願いいた します。 (開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、このうち有効投票13票、無効投票1票。有効投票のうち、 児玉洋一議員7票、瀬戸恵津子議員3票、石田照子議員1票、鈴木登志子議 員1票、瀬戸顯弘議員1票。

選挙の法定得票数は4票であります。よって、児玉洋一議員が副議長に当 選されました。

議場の閉場を解除します。

ただいま副議長に当選されました9番、児玉洋一議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、副議長当選の告知をいたします。 副議長に当選された9番、児玉洋一議員に就任の挨拶をお願いいたします。 演壇までどうぞ。

副 議 長 9番、児玉洋一でございます。このたび副議長に選出をさせていただきま した。

令和元年、まさに新しい時代の幕あけとともに新しい議会がスタートしていくわけでございます。今回の選挙戦を見てもわかるように、町民も、これからの山北町、また山北町議会に対して、新しい形や変化、そういったものを強く求めていることだと感じました。

これまでのような慣例にとらわれることなく、議長のサポートに務めることはもちろんですが、前期からの継続課題であります議員の定数、報酬、なり手不足、議員の資質向上を初めとした議会改革についても、今後、町民や議員間で積極的に意見交換をしていく必要があると考えています。

議員の皆様並びに町職員の皆様とともに、活力ある山北町、山北町議会に していきたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたし ます。

以上です。

議 長 皆さんにお諮りしたいことがございます。

日程第5、常任委員の選任についての前に暫時休憩をし、全員協議会を開催したいと思いますので、401会議室にお集まりください。

(午前11時04分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午前11時10分)

日程第5、常任委員の選出についてを議題といたします。

常任委員の選出につきましては、委員会条例第5条の規定により、議長が 会議を諮って指名することになっていますが、前例に倣い、各議員から希望 をとり、それを参考にして選考委員により各委員会に配置することにしたい と思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、選考委員の選出についてお諮りいたします。

皆さんの御意見をいただきたいと思いますが、参考に前例について申し上げますと、議長、副議長及び議長経験者を選考委員として選考をしていきました。しかしながら、議長経験者がおりませんので、議長経験者のかわりに副議長経験者とし、議長、副議長及び副議長経験者の4名で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

> これにつきましては、これから皆さんの希望をとりたいと思います。用紙 を配付させていただきますので、希望をお書きいただきたいと思います。

> なお、常任委員会は、総務環境常任委員会、福祉教育常任委員会の2常任 委員会であります。用紙の配付をいたします。お願いいたします。

記入は終わりましたでしょうか。

それでは、用紙を回収させていただきます。

ここで委員会の構成を行いたいと思いますので、暫時休憩をいたします。 選任が終わるまで時間がかかりますので、議員控室でお待ちいただきたいと 思います。

また、町側、町長初め理事者、課長の皆さんも改めて御連絡をさせていただきますので、暫時休憩とさせていただきます。始まるときに連絡をさせていただきたいと思います。

それでは、選考議員の児玉洋一副議長、瀬戸恵津子議員、瀬戸顯弘議員は 議長室に御移動願いたいと思います。

暫時休憩をさせていただきます。

(午前11時14分)

議長、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時49分)

各常任委員の議員の選考結果をお手元に配付させていただきましたが、事 務局長より報告をさせていただきます。

事務局長 それでは、報告をさせていただきます。

まず、総務環境常任委員会でございます。1番、瀬戸恵津子議員、2番、 山崎政司議員、6番、瀬戸顯弘議員、7番、瀬戸伸二議員、9番、児玉洋一 議員、11番、堀口恵一議員、12番、山田陽子議員でございます。

次に、福祉教育常任委員会でございます。3番、和田成功議員、4番、熊 澤友子議員、5番、鈴木登志子議員、8番、清水明議員、10番、遠藤和秀議 員、13番、石田照子議員、14番、府川議長でございます。

以上でございます。

議 長 ただいま事務局長の報告どおりであります。御希望に添えなかった点はぜ ひ御了承をいただきたいと思います。

以上のとおり、常任委員にそれぞれ選任したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

> それでは、ここで各常任委員会の委員長及び副委員長を互選していただく ため、暫時休憩をしたいと思いますが、日程第6、議会運営委員の選出につ いても各常任委員会で選任をお願いしたいと思います。

条例で議会運営委員は6名となっています。議会運営委員につきましては、 各常任委員会より3名ずつ選任いただきますが、副議長の所属する常任委員 会については、副議長を含め3名選任していただきたいと思いますが、御異 議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

> なお、本委員会の職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員長 が選出されるまで年長の委員が行うことになっておりますので、申し添えま す。

> また、今お願いいたしました議会運営委員会の選任につきましては、日程 第6で正式に行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

> 総務環境常任委員会は402会議室、福祉教育委員会は403会議室でお願いします。

なお、各委員会は午後1時より協議をお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩とさせていただきます。

(午前11時52分)

議長、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時35分)

各常任委員会の互選の結果を事務局長より報告をしていただきます。

事務局長 それでは、報告いたします。

総務環境常任委員会委員長、瀬戸恵津子議員、副委員長、山崎政司議員。 福祉教育常任委員会委員長、熊澤友子議員、副委員長、石田照子議員。 以上のとおりです。

議 長 ただいま事務局が報告いたしましたとおり、各常任委員会の委員長及び副 委員長が決まりました。委員長及び副委員長には、各常任委員会の運営をよ ろしくお願いいたします。

日程第6、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第5条の規定により、議 長が会議を諮って指名することになっておりますが、先ほどお願いしました ように、各常任委員会で選任をしていただいた3名ずつの委員を各常任委員 長から御報告をお願いいたします。

最初に、総務環境常任委員会、瀬戸委員長、報告をお願いします。

1 番 瀬 戸 それでは、総務環境常任委員会の議会運営委員のメンバーを報告いたします。

副議長を含む3名ということでございますので、副議長の児玉洋一議員、 そして、山崎政司議員、私、瀬戸恵津子でございます。

以上、報告いたします。

- 議 長 続きまして、福祉教育常任委員会、熊澤委員長より報告をお願いいたします。
- 4 番 熊 澤 福祉教育常任委員会では、議会運営委員の選任につきましては、石田照子 議員、清水明議員、熊澤友子の3名といたします。

以上です。

議 長 ただいま各常任委員長より、児玉洋一議員、瀬戸恵津子議員、山崎政司議 員、熊澤友子議員、石田照子議員、清水明議員の6名が報告されましたが、 報告どおり、議会運営委員に選任することに決定したいと思いますが、御異 議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

なお、従前どおり、議会運営委員会に議長をオブザーバーとして出席させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

ここで暫時休憩をし、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いしたいと思いますので、6名の議会運営委員の方は402会議室にお集まり願います。

なお、本委員会の職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員長 が選出されるまで年長の委員が行うことになっておりますので、申し添えま す。

それでは、暫時休憩とさせていただきます。 (午後1時39分)

議長、「休憩前に引き続き会議を開きます。」「「午後1時46分」

室内が少し暑いようですので、先ほど言いませんでしたけれども、こちら の扉だけあけさせていただきますので、御承知おきをお願いいたします。

議会運営委員会の委員長及び副委員長の決定いたしましたので、事務局長 に報告をしていただきます。

事務局長 それでは、互選の結果を報告します。

委員長、13番、石田照子議員、副委員長、1番、瀬戸恵津子議員。 以上のとおりです。

議 事務局長の報告のとおり、委員長に13番、石田照子議員、副委員長に1番、 瀬戸恵津子議員の2名が決定いたしました。

日程第7、広報広聴委員の選任についてを議題といたします。

山北町広報広聴委員会に関する条例第4条の規定により、広報広聴委員の 選任を行います。

なお、広報広聴委員は、条例第3条の規定により、議長を除く全議員をも

って組織することになっているため、最初に広報広聴委員長を互選したいと 思います。

また、条例第8条の規定により、広報分科会の委員は、各常任委員から3 名ずつ選任することになっております。

広聴分科会委員は、広報分科会に属さない者から6名を選任することとなっております。

よって、最初に広報広聴委員長を互選し、あわせて各分科会の委員を選任 したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、401会議室で最初に委員長の互選を行います。

なお、本委員会の職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員長 が選出されるまで年長の委員が行うことになっておりますので、申し添えい たします。

委員長が互選されましたら常任委員会に切りかえ、総務環境常任委員はそのまま401会議室で、福祉教育常任委員は402会議室に移動していただき、各分科会委員の選任をお願いいたします。

ここで暫時休憩とさせていただきます。 (午後1時49分)

広報広聴委員長の互選結果を事務局長より報告をしていただきます。

事務局長 それでは、互選の結果を報告いたします。

広報広聴委員長には、5番、鈴木登志子議員が互選されました。 以上です。

議 長 ただいま事務局長が報告しましたとおり、広報広聴委員長に鈴木登志子議 員が決定いたしました。委員長には、広報広聴委員会の運営をよろしくお願 いをいたします。

なお、各分科会についても、各常任委員会ごとに選考をしていただきましたので、選考結果を各常任委員長より報告願います。

最初に、瀬戸恵津子総務環境常任委員長から報告をお願いいたします。

1 番 瀬 戸 それでは、総務環境常任委員会からの報告をいたします。

広報分科会委員は、山田陽子議員、堀口恵一議員、児玉洋一議員の3名

を選任いたしました。

次に、広聴分科会委員は、山崎政司議員、瀬戸伸二議員、瀬戸顯弘議員、 そして、瀬戸恵津子、4名でございます。よろしくお願いいたします。

4 番 熊 澤 福祉教育常任委員会からの報告です。

広報分科会には、和田成功議員、清水明議員、遠藤和秀議員の3名です。 広聴分科会のほうは、委員長の鈴木登志子議員を含め、石田照子委員、熊 澤友子、3名でございます。

議 長 熊澤議員、鈴木登志子議員は……。委員長は入りませんので。

鈴木登志子議員は委員長ですので、分科会には入りませんので、広聴分科 会委員は、熊澤友子議員、石田照子議員です。よろしいですか。熊澤議員、 それでよろしいですか。そのように御訂正をお願いいたします。

ただいま各常任委員長から報告がありましたとおり、児玉洋一議員、堀口恵一議員、山田陽子議員、和田成功議員、清水明議員、遠藤和秀議員の6名を広報分科会委員に、また、瀬戸恵津子議員、瀬戸顯弘議員、瀬戸伸二議員、山崎政司議員、熊澤友子議員、石田照子議員の6名を広聴分科会委員に選任したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、選考どおり、広報分科会委員及び広聴分科会委員に選 任することに決定しました。

> 分科会委員の選任がされましたので、分科会長、副分科会長の互選をした いと思います。

> なお、広報広聴委員会に関する条例第7条第5項の規定により、分科会長 が広報広聴副委員長の職を務めることになりますので、申し添えします。

> 広報分科会委員は402会議室、広聴分科会委員は403会議室において、分科 会長及び副分科会長の互選をお願いいたします。

なお、本会の職務は、委員会条例第7条の2項の規定により、委員長が選出されるまで年長の委員が行うことになっておりますので、申し添えします。 ここで暫時休憩といたします。 (午後2時19分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後2時36分)

各分科会の分科会長及び副分科会長が決定しましたので、事務局長に報告をしていただきます。

事務局長 それでは、互選の結果を報告します。

広報分科会分科会長、山田陽子議員、副分科会長、堀口恵一議員。 広聴分科会分科会長、瀬戸顯弘議員、副分科会長、瀬戸伸二議員。 以上のとおりです。

議 長 ただいまの報告のとおり、広報分科会の分科会長に山田陽子議員、副分科 会長に堀口恵一議員、また、広聴分科会の分科会長に瀬戸顯弘議員、副分科 会長に瀬戸伸二議員の4名が決定いたしました。

皆様にお諮りをします。

日程第8、足柄上衛生組合議会議員の選挙についての前に暫時休憩をし、 一部事務組合議会議員の選挙について、全員協議会を開催したいと思います が、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

(午後2時37分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (午後2時43分) 日程第8、足柄上衛生組合議員の選挙についてを議題といたします。 事務局長より説明をお願いします。

事務局長では、足柄上衛生組合議会議員の選挙についてを御説明申し上げます。

足柄上衛生組合議会議員の任期満了に伴い、同組合規約第5条第2項の規 定により、組合議会議員の2名を議会のうちから互選するものであります。

足柄上衛生組合の組織でありますが、南足柄市と足柄上郡5町をもって組織し、組合議会議員の定数は12人となっております。

さらに、組合組織は、各市町の議会において互選した者2名とするとなっております。

また、組合議会議員の任期でありますが、各市町の議会議員の任期によるものとなっております。

参考までに申し上げますと、先例では、議長と福祉教育常任委員長の2名 が選出されております。 以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、日程第8について質疑に入ります。質疑の方は どうぞ。

質疑がないので、お諮りいたします。

選任は、指名推選の方法で選挙することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、指名推選の方法で選挙いたします。

よって、議長の府川輝夫と福祉教育常任委員長の熊澤友子議員の2名を指名します。以上の者を当選人とすることに御異議ございますか。

(「異議なし」の声多数)

> 日程第9、足柄西部清掃組合議会議員の選挙についてを議題といたします。 事務局長より説明をお願いいたします。

事務局長では、足柄西部清掃組合議会議員の選挙についてを御説明申し上げます。

足柄西部清掃組合議会議員の任期満了に伴い、同組合規約第5条第2項の 規定により、選挙を行うものでございます。

足柄西部清掃組合の組織でありますが、山北町及び開成町をもって組織し、 組合議会議員の定数は6人となっております。

さらに、組合議員は各町の議会において、その議会の議員のうちから各3 名を選挙する。また、組合議員の任期は、各町の議会議員の任期によるとなっております。

参考までに申し上げますと、先例では、議長、副議長及び総務環境常任委員長の3名が選任されております。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、日程第9について質疑に入ります。質疑の方は どうぞ。

質疑がないので、お諮りいたします。

選任は、指名推選の方法で選挙することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、指名推選の方法で選挙いたします。

よって、議長の府川輝夫と副議長の児玉洋一議員、総務環境常任委員長の 瀬戸恵津子議員の3名を指名いたします。以上の者を当選人と決定すること に御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

> 日程第10、議案第34号山北町監査委員の選任についてを議題といたします。 地方自治法第117条の規定により、瀬戸顯弘議員の退場を求めます。 提案者の説明を求めます。町長。

町 長 それでは、議案第34号、山北町監査委員の選任について。

次の者を議会議員選出による山北町監査委員に選任することについて、地 方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和元年5月9日提出。山北町長、湯川裕司。

氏名、瀬戸顯弘。住所、山北町山北2143番地。生年月日、昭和18年2月8日。主な経歴、現山北町議会議員。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、議案第34号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、 御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第34号を採決いたします。

原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第34号は、原案のどおり同意することに決定いた しました。

瀬戸顯弘議員の入場を求めます。

日程第11、報告第3号、専決処分の承認について。

平成30年度山北町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。 提案者の説明を求めます。町長。

町 最 報告第3号、専決処分の承認について。

平成30年度山北町一般会計補正予算(第9号)について、別紙のとおり専 決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求 める。

令和元年5月9日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、地方譲与税、地方交付税などの額の確定に伴い、 地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

1ページお開きください。

専決処分書。

平成30年度山北町一般会計補正予算(第9号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日。山北町長、湯川裕司。

2ページをお開きください。平成30年度山北町一般会計補正予算(第9号)。平成30年度山北町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,423万3,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ53億2,682万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財務課長 それでは、平成30年度山北町一般会計補正予算(第9号)について御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、地方譲与税、地方交付税等の額の確定に伴うものなどを、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

予算書の2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、2款地方譲与税から15款県支出金まで、補正額 4,423万3,000円を増額し、補正後の総額を53億2,682万8,000円とするもので ございます。

歳出につきましては、2款総務費から13款予備費まで、歳入と同額を増額 するものでございます。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書で御説明申し上げます。 6ページ、 7ページをお開きいただきたいと思います。

最初に歳入ですが、このページの2款譲与税から、下から2つ目の8款自 動車取得税交付金までにつきましては、確定に伴う補正でございます。

次の10款地方交付税につきましては、2,854万8,000円の増額でございます。 説明欄の普通交付税については、調整額が復活したために252万2,000円の 増額、特別交付税につきましては、当初予算額を1億円見込んでおりました が、台風等の復旧費などにより2,602万6,000円の増額で確定したため、補正 をするものでございます。

次に、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

15款県支出金、2項県補助金につきましては、10目市町村自治基盤強化総合補助金で、これは事業費の確定や採択事業の確定などにより443万7,000円を減額補正するものでございます。

次に、歳出でございます。 2 款総務費、1 項総務管理費、5 目財産管理費 につきましては、1 億円の増額補正でございます。

説明欄の基金管理事業、公共施設整備基金積立金は、今後の公共施設の修 繕などのため1億円を積み立てるものでございます。

11款公債費、1項公債費、1目元金につきましては、19年度借り入れの臨時財政対策債の10年利率見直しにより41万5,000円の減額、2目の利子につきましては、償還金の利子で借入利率を当初2%で見込んでおりましたけども、実際の借り入れが0.1%以下の借り入れとなったことなどにより、818万円を減額するものでございます。

13款予備費につきましては、歳入歳出差し引き4,717万2,000円を減額するものでございます。

以上で説明は終わります。

議 長 説明が終わりましたので、報告第3号について質疑に入ります。質疑の方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、御 異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、報告第3号を採決いたします。

原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 起立全員。よって報告第3号は、原案のどおり、承認されました。

日程第12、松田町外三ヶ町組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局長から説明をしていただきます。事務局長。

事 務 局 長 それでは、松田町外三ヶ町組合議会議員の選挙についてを御説明いたしま す。お手元の資料で御説明をさせていただきます。

山北町選出の松田町外三ヶ町組合議会議員内田秀一氏が辞職したため、同組合規約第5条第4項の規定により、次のとおり選挙する。

1、任期、令和元年5月9日~令和2年3月31日。

山北町選出の組合議会議員の推薦候補者。

氏名、髙橋伸生。住所、山北町向原1386番地の1。生年月日、昭和29年11 月13日。職業、農業。

説明は以上でございます。

なお、参考までに申し上げますと、先例によりまして、地元連合自治会から推薦候補者を選出していただいているものでございます。

以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の指名推選としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することとい たしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議長が指名することに決定いたしました。

松田町外三ヶ町組合議会議員には、地元連合自治会長の推薦する髙橋伸生さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました方を松田町外三ヶ町 組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

日程第13、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。この件につきましては、議会閉会中の調査活動として、 別紙のとおり議員を派遣することとしたいと思いますが、御異議ありません か。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、別紙のとおり議員を派遣することといたします。

なお、閉会中変更があった場合は、議長にお任せ願いたいと思います。

以上をもちまして、令和元年第2回山北町議会臨時会の議事日程を終了い たしましたので閉会といたします。

なお、この後、3時15分から全員協議会を401会議室で開催いたしますので、お集まり願います。 (午後2時58分)